（別紙様式４）

令和8年10月1日

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
札幌心療福祉専門学校	平成8年11月28日	鎌田　一宏	〒　064-0822 （住所）　札幌市中央区北2条西20丁目2－28 （電話）　011－643－8241
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地
学校法人西野学園	昭和43年1月10日	前鼻　英蔵	〒　063-0034 （住所）　札幌市西区西野4条6丁目11-15 （電話）　011-661-6514

分野	認定課程名	認定学科又は専攻科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度
教育・社会福祉	専門	精神保健福祉科	平成6（1994）年度	―	平成27（2015）年度

学科又は専攻科の目的	本校の精神保健福祉科は、学校教育法に基づき、精神保健福祉・社会福祉分野の教育を基底とするソーシャルワーカーの育成を目指す。その為に本校では、講義、演習、実習の学習を通し様々な知識や技術を習得させるとともに、将来にわたり社会に貢献できる人材の育成を目指し教育を行う。
学科又は専攻科の特徴（取得可能な資格、中退率　等）	・取得可能な資格：社会福祉主事任用資格 精神保健福祉士（卒業後、実務経験１年により受験資格を取得） 社会福祉士（卒業後、実務経験１年により受験資格を取得） ・中退率：（R7.4.1～R8.3.31中退者数）/（R7.4.1在籍者数）×100 = 6/38×100 = 15.8%

修業年限	昼夜の別	全課程の修了に必要な総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
3　年	昼間	88　単位	52 単位	21 単位	15 単位	0 単位	0 単位

学生総定員	学生実員(A)	留学生数(学生実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率
120 人	40 人	0 人	0 %	16 %

就職等の状況

■卒業者数 ©	7	人
■就職希望者数 (D)	6	人
■就職者数 €	6	人
■地元就職者数 (F)	4	人
■就職率 (E/D)	100	%
■就職者に占める地元就職者の割合 (F/E)	67	%
■卒業者に占める就職者の割合 (E/C)	86	%
■進学者数	0	人

■その他

（令和　　7 年度卒業者に関する令和８年５月１日時点の情報）

■主な就職先、業界等

（令和7年度卒業生）

精神関連の障害福祉サービス事業所、知的障害者に関する施設、高齢者に関する施設、児童に関する施設

当該学科又は専攻科のホームページURL	URL:https://nishino-g.ac.jp/

企業等と連携した実習等の実施状況（A、Bいずれかに記入）

総単位数	88 単位
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	15 単位
うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位
うち必修単位数	88 単位
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	15 単位
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位
（うち企業等と連携したインターンシップの単位数）	0 単位

教員の属性（専任教員について記入）

① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	（専修学校設置基準第41条第1項第1号）	1 人
② 学士の学位を有する者等	（専修学校設置基準第41条第1項第2号）	2 人
③ 高等学校教諭等経験者	（専修学校設置基準第41条第1項第3号）	0 人
④ 修士の学位又は専門職学位	（専修学校設置基準第41条第1項第4号）	1 人
⑤ その他	（専修学校設置基準第41条第1項第5号）	0 人
計		4 人

上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	4 人

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

〇教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携

（1）教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針及び教育課程編成委員会等の位置付け

a.教育課程編成委員会を年2回以上開催しているか。	している
開催日時実績	第1回　令和7年6月27日　13:00～15:00/第2回　令和7年12月12日　13:00～15:00
b.教育課程編成委員会に、以下①～③の類型に該当する企業等委員が参加しているか。 ※①から③において、①又は②から1人、③から1人が委員として参画している場合、「している」を選択。 ※①又は②から1人、③から1人が委員として参画していない場合、「していない」を選択。	している
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）	
②学会や学術機関等の有識者	
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員	
c.学校の教育課程編成の責任者が委員参加しているか。	している
d.教育課程や学生の学修成果等に関する現状や情報、データを教育課程編成委員会の委員に提示しているか。	している
e.教育課程編成委員会の議事を記録し、学内回覧等しているか。	している
f.企業等委員の意見を教育課程編成見直しに反映しているか。	している
g.次の教育課程編成委員会に、教育課程編成の見直し結果等を報告しているか。	している

（特筆すべき工夫等）

（2）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和〇年〇月〇日現在

名　前	所　　属	任期	種別
	※募集停止中につき実施しません。		

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。）
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針及び実習・演習等における企業等との連携内容

a.実習等又は演習の形態の授業で企業等連携を行っているか。	している
b.企業等と連携を行う際は、企業等との組織的な協定や契約を締結しているか。	している
c.企業等との連携内容を、連携先企業等との文書等で明示的に合意しているか（連携のマニュアル、手引き等定めているか）。	している
d.教育課程や学生の学修成果等に関する現状や情報、データを教育課程編成委員会の委員に提示しているか。	している
e.企業等の講師に対して事前打ち合わせや研修を行っているか。	している
f.企業等連携の実習・演習等の内容を学校側は適切に確認しているか（教員の見回り実施、実習日誌の作成等）。	している
g.企業等連携の実習・演習等における成績評価について、企業等と協議を行っているか。	している
h.適切な企業等連携の実習・演習となるよう、必要に応じて連携先企業等を見直しているか。	している

（特筆すべき工夫等）

（2）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	企業連携の方法	科目概要	連　携　企　業　等
ソーシャルワーク実習	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	社会福祉に関する法律及び政策、福祉事務所の役割を理解する。	札幌市役所
ソーシャルワーク実習（社会福祉）Ⅰ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	・社会福祉士としてのクライエントや関係者等とのコミュニケーション方法を実践的に理解する。 ・社会福祉士の業務を間近で見ることで具体的な業務内容のイメージを掴む。	・社会福祉法人西平和会　特別養護老人ホーム　五天山園 ・社会福祉法人北海道友愛福祉会　養護老人ホーム　江別盲人養護老人ホーム恵明園 ・社会福祉法人札幌三和福祉会　障がい者支援施設　三和荘 ・医療法人渓仁会　札幌西円山病院 ・特定非営利活動法人　発達支援サポーターズコンチェルト　障害児通所支援施設　児童デイサービス　コンチェルト ・他2施設
ソーシャルワーク実習（社会福祉）Ⅱ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	・ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ・支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ・生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル、インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ・施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ・総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関・地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	・社会福祉法人西平和会　特別養護老人ホーム　五天山園 ・社会福祉法人北海道友愛福祉会　養護老人ホーム　江別盲人養護老人ホーム恵明園 ・社会福祉法人札幌三和福祉会　障がい者支援施設　三和荘 ・医療法人社団夕凪会　浮き雲在宅クリニック ・特定非営利活動法人　発達支援サポーターズコンチェルト　障害児通所支援施設　児童デイサービス　コンチェルト ・合同会社CLASSic　放課後等デイサービス　みかづき発寒 ・社会福祉法人栄和会　札幌市厚別区第1地域包括支援センター ・他3施設
ソーシャルワーク実習（精神）	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	・精神保健福祉士として仕事をする上で必要な実践的な技術等を習得する。 ・精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとの生活実態や生活上の課題について実習先において調査し具体的に把握する。 ・精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ・総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	・医療法人社団五風会　さっぽろ香雪病院 ・医療法人社団ほっとステーション大通公園メンタルクリニック ・医療法人耕仁会　札幌太田病院 ・医療法人社団心優会　中江病院 ・特定非営利活動法人きなはれ　就労継続支援B型事業所ヨベル ・特定非営利活動法人オペア　B型事業所りあん ・医療法人社団五風会　ワークサポートプティパ ・特定非営利活動法人クロスジョブ　クロスジョブ札幌

フィールドワークⅡ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	・農福連携に関わる人や組織が、どのように「誰もが力を発揮できる」環境を整えているのかについての見学や体験を通して、講義や演習で学んできた知識や技術についての理解を深める。 ・ソーシャルワーカーとしての自己の資質を高め、対人援助職としての知識や技術を定着させる。	・株式会社エールアライブ　就労継続支援B型事業所ビーアライブ ・株式会社dispo.　就労継続支援B型事業所charabanc at dispo. ・株式会社　dispo.　やっちゃば市場

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

（1）認定専門課程等の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校は教職員研修規程により、関連分野のおける最新の知識・技能等を習得するための教職員の研修等に組織的・継続的に取り組んでいる。 年度初めに教職員全員の研修年間計画を作成し提出するほか、必要により校長の命によって研修を指示する場合も研修費用は学校がバックアップし全体のレベルアップに努めている。

（2）研修等の実績
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	「2025年度一般社団法人北海道精神保健福祉士協会全道大会」	連携企業等：	一般社団法人北海道精神保健福祉士協会
期間：	5月24日（土）25日（火）	対象：	専任教員
内容	わたしのソーシャルアクション～精神保健福祉士とともに考える		
研修名：	「オランダ農福連携視察研修」	連携企業等：	
期間：	8月6日（水）～9日（土）	対象：	専任教員
内容	オランダの農福連携の取り組みについて		
研修名：	「第60回日本精神保健福祉士協会全国大会」	連携企業等：	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
期間：	8月22日（金）23日（土）	対象：	専任教員
内容	精神保健医療福祉施策の動向、共に生きる社会・未来に向けて		
研修名：	「第67回北海道私立専修学校各種学校教育研修大会」	連携企業等：	公益社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会
期間：	9月2日（火）3日（水）	対象：	教職員
内容	新時代を見据えた魅力ある職業教育		
研修名：	「ベルギーから学ぶ「変えよう」「変わろう」精神医療」	連携企業等：	ベルギーから学ぶ会実行委員会
期間：	9月23日（火）	対象：	専任教員
内容	精神科病院と地域のより良い協働に向けて		
研修名：	「基幹研修Ⅲ（日本精神保健福祉士協会 生涯研修制度）」	連携企業等：	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
期間：	12月20日（土）	対象：	専任教員
内容	精神保健福祉士の資質の向上		
研修名：	「令和7年度北専各連札幌支部現職教員新年研修会」	連携企業等：	北海道私立専修学校各種学校連合会札幌支部
期間：	1月9日（金）	対象：	教職員
内容	社会環境の変化と高等教育改革～誰も経験したことのない超少子化時代への対応～		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	「S3・S4研修」	連携企業等：	
期間：	6月17日（火）	対象：	専任教員
内容	職位別研修		

研修名:	「S1・S2研修」	連携企業等:
期間:	8月28日（木）	対象: 専任教員
内容	職位別研修	
研修名:	「夏季教職員研修」	連携企業等:
期間:	8月28日（木）	対象: 教職員
内容	今年度の進捗状況について	
研修名:	「M職研修」	連携企業等:
期間:	9月9日（火）	対象: 教職員
内容	職位別研修	
研修名:	「令和7年度第2回文部科学大臣認定「職業実践専門課程」に係る研修会」	連携企業等: 北海道私立専修学校各種学校教員能力認定委員会
期間:	12月18日（木）	対象: 専任教員
内容	「職業実践専門課程」に係る研修	
研修名:	「冬季教職員研修」	連携企業等:
期間:	1月14日（水）15日（木）	対象: 教職員
内容	令和8年度の方針について、学校教育法の改正及び学校評価ガイドラインも改定について	
研修名:	「春季教職員研修会」	連携企業等:
期間:	3月26日（木）	対象: 教職員
内容	令和8年度の開始にあたって	

（3）研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	○○○	連携企業等: 株式会社○○
期間:	○○○	対象: ○○
内容	○○○○○	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	○○○	連携企業等: 株式会社○○
期間:	○○○	対象: ○○
内容	○○○○○	

4.「当該専門課程等を置く専修学校において、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定により評価を受け、その結果を公表していること。」関係

○学校関係者評価

（2）「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	
（1）教育理念・目的・目標	
1　教育理念、目的及び目標の設定等	
①教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	同内容評価項目を設けている
（2）学校運営	
1　教育課程の編成と授業科目	
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成したうえで、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	同内容評価項目を設けている

2　教育の実施	
①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	同内容評価項目を設けている
②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位数の総授業単位数に占める割合を具体的に設定していること。	同内容評価項目を設けている
3　単位・卒業認定	
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む習得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	同内容評価項目を設けている
4　学修成果目標の達成状況	
①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得を含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	同内容評価項目を設けている
②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	同内容評価項目を設けている
（3）学生の受入れ、学生支援	
1　学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	
①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	同内容評価項目を設けている
2　自主的な学習の促進に対する支援	
①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　多様な学生に対する支援	
①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
4　学生生活に関する支援	
①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	同内容評価項目を設けている
②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	同内容評価項目を設けている
③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。　※簡易評価項目	同内容評価項目を設けている
④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。※任意項目	同内容評価項目を設けている
⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	同内容評価項目を設けている
（4）教育実施組織・教員	
1　教員の配置、募集、採用	
①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	同内容評価項目を設けている
②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
2　教員の組織編制等	
①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	同内容評価項目を設けている
②教員間で連携、協力体制を構築していること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　教員の資質の向上	
①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	同内容評価項目を設けている
②特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
③教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
（5）教育環境	
1　教育環境の整備	
①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	同内容評価項目を設けている
②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている

2　安全対策、防災組織	
①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	同内容評価項目を設けている
②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　施設・設備等の点検、改善等	
①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。※任意項	同内容評価項目を設けている
②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。※任意項目	同内容評価項目を設けている
(6)教育活動の基盤と改善・向上の取組	
1　中期事業計画と財務基盤	
①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	同内容評価項目を設けている
2　学校運営	
①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること(職業教育に関するマネジメント(教育の企画・設計・運営等)における責任体制を含む。)。	同内容評価項目を設けている
3　学校評価の実施と改善活動	
①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
②特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。	同内容評価項目を設けている
③学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	同内容評価項目を設けている
④学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
4　社会からの理解と情報の公表	
①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	同内容評価項目を設けている
②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている

(3)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和8年8月1日現在

名　前	所　　属	任期	種別
大濱　伸昭	日本集団精神療法学会会員	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
田中　尚幸	社会福祉法人　道北センター福祉会 道北ワークセンター	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	卒業生
三上　智史	株式会社　dispo.　代表取締役社長 就労継続支援B型事業 キャラバンス アット ディスポ　施設長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

情報提供方法	ホームページ	「その他」の場合	ー
公表URL	https://nishino-g.ac.jp/		
公表時期	令和8年12月1日		

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)情報提供

情報提供方法	ホームページ	「その他」の場合	ー
公表URL	https://nishino-g.ac.jp/		
公表時期	令和8年10月1日		

授業科目等の概要

	（教育・社会福祉専門課程　精神保健福祉科）															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
1	○			医学概論	多様な社会問題が増加する社会において、福祉と医療との連携は欠かせません。ソーシャルワーカーとして適切な支援、実のある他職種協働を目指すために医学に関する基本的な知識を習得するとともに、本人のみならず家族を含めた周囲の環境に注視した視点を習得することを目的とします。	1前	1	○			○			○		
2	○			心理学と心理的支援	人間の行動や対人関係において起きうる様々な事象を、心という観点から考える学問が心理学と言っていいでしょう。目に見えない心を測定、考察するための方法についての知見を概説します。ソーシャルワーカーとして活動する際に被援助者を理解する助けとなると思います。難解に感じられる用語が頻出しますが、具体的な例を挙げて説明します。	1通	2	○			○			○		
3	○			社会学と社会システム	精神保健福祉士・社会福祉士には、社会生活を営む上で困難を抱えている人々の生活を支援することが求められます。そのような困難を個人の側からではなく社会の側から明らかにしようとする社会学を学べば、生活上の困難が生み出される背景をより広い見方から理解することができるようになります。この授業では、こうした社会学的なものの見方を身に付けるとともに、社会学の基本的知識を学ぶことで、現代社会についての事実に基づいた正しい理解を形成し、現代社会の問題を解決する基礎的な力を養うことをねらいとします。	3前	1	○			○			○		
4	○			社会福祉の原理と政策	さまざまな福祉課題が話題になる現代では「福祉」や「社会福祉」という言葉をよく耳にするようになりました。しかしそれらの構成要素や歴史的展開、成り立ちや考え方などは正確に捉えられていないことが多いかもしれません。本講義では、社会福祉の理念、理論や制度・政策など、日本のみならず諸外国の歴史的展開について概説し、現代に至る社会福祉の成り立ちを学びます。また、日本における社会福祉制度の仕組みを理解し、福祉専門職として実践するにあたり必要な知識の習得を目指します。	1通	2	○			○			○		

5	○			社会福祉行政論	1990年代以降、従来の福祉実践は国が示す方針を前提としてさまざまな支援を行ってきたのに対して、福祉計画の時代においては、市町村を舞台とし住民参加のもとに、福祉計画の枠組みを作成することとなります。これに伴い、福祉専門職には、現場実践における専門性のみならず、計画策定における専門性が求められるようになり、サービスの実施と評価を含む計画全体の運営などについて理解します。	3前	1	○			○		○			
6	○			社会福祉調査の基礎	社会福祉士国家試験受験で必要になる専門知識としての社会調査の意義と目的、統計法の概要、社会調査における倫理や個人情報保護、量的・質的調査の方法、福祉現場で必要となる研究論文作成の仕方を理解した上で知識として獲得します。	3後	1	○			○			○		
7	○			ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉士および精神保健福祉士の法的な位置づけを知り、ソーシャルワークの基盤となる考え方やその形成過程、ソーシャルワークの価値規範と倫理について学びます。	1前	1	○			○			○		
8	○			ソーシャルワークの理論と方法	多様化してきているニーズの対応に相談援助していく上で、展開過程について受理面接にはじまり終結にいたるまでの一連の流れを理解します。その多様化しているニーズは、その課題にのみ焦点をあてて問題解決は図るのではなく、その人を取り巻く環境も視野に入れ、人と環境の交互作用の概念を理解します。また、人の価値観や環境や社会資源は時代と共に変化してきており、最新情報を取り入れながら、実践イメージがつくよう授業を展開していきます。	1通	2	○			○		○	○		
9	○			地域福祉と包括的支援体制	みなさんは、自分の住む地域の町内会行事に参加したことがありますか。町内会も地域福祉を実現する上で大切な存在です。このように身近なところから、テキストを通じてどんどんイメージを広げていきましょう。地域福祉の歴史的展開、行政と住民の協働システムづくり、地域福祉を推進する方法論としてのコミュニティソーシャルワーク機能、地域自立生活支援のためのトータルケアについて事例や具体例とともに学びます。	1通	2	○			○			○		
10	○			社会保障Ⅰ	現在では、人口の高齢化、経済の低成長、雇用の不安定化など社会が大きく変化する中で、社会保障は大きく変質しつつあります。こうした社会保障の基盤が変化する中で、新たなニーズへの対応と制度の持続性の確保のために、数多くの課題に対応していかなければなりません。その課題に対応できる知識を身につけます。	1後	1	○			○			○		

11	○			社会保障Ⅱ	ソーシャルワーカーの重要な役割の一つは、利用者が望む支援をつなげることです。この授業ではより大きな社会保障という枠組みで社会資源について概説します。同時に、実務的なレベルでも使える各種制度の知識を習得することを目的とします。	2前	1	○			○			○			
12	○			障害者福祉	近年の障害者に関する制度や支援の取り組みは、大きく変わりました。障害の種別毎に分かれていた制度も、一元化した制度へ改正されました。また、障害者自身が制度の策定に関わるようになっています。この授業では、それらの歴史を踏まえ、障害者を取り巻く状況と支援のあり方について、理解を深めていきます。	1通	2	○			○			○			
13	○			権利擁護を支える法制度	高齢化を迎えた日本において重要度を増している成年後見制度を中心に、我々の社会を取り巻くいろいろな権利擁護の支える法律や制度を理解することを授業の目的とします。	2前	1	○			○			○			
14	○			刑事司法と福祉	近年の犯罪の動向によると、新受刑者で知的障害を疑われる者が３割を占めること、児童虐待等の検挙数の増加していること、刑法犯検挙人員のうち７０歳以上の占める割合が顕著に増加していることが明らかになっています。これらの傾向から、犯罪・非行した者の多くが福祉的支援を必要とする背景がうかがえます。共生社会の実現に向けて、刑事司法と福祉における福祉的支援の理解を通して「排除のない社会」における福祉専門職の役割を考える契機とします。	3後	1	○			○		○				
15	○			ソーシャルワーク演習（共通）	ソーシャルワーク実習を行う前の学習として、自己覚知、基本的なコミュニケーション技術や面接技術など演習を通し理解するとともに専門職が必要な価値観についても修得します。 また、他者とコミュニケーションをとりながら、より良い考えを出していくことに慣れ、3年間の学習を有意義なものにしていくための基礎を作ります。	1前	1		○		○		○				
16	○			福祉事務所運営論	福祉事務所の公的な性格と機能について理解し、福祉事務所の組織と各職種の業務内容、また、関係職種・機関との連携について学習し、今日的な課題の理解を深めます。	3後	1	○			○			○			
17	○			保健体育・レクリエーションⅠ	スポーツを通して心と体の健康づくりを目指すと共に、レクリェーションの展開技術を習得し、人とのつながりの大切さを学びます。	1前	1		○			○		○			
18	○			保健体育・レクリエーションⅡ	スポーツを通して心と体の健康づくりを目指すと共に、レクリェーションの展開技術を習得し、人とのつながりの大切さを学びます。	2前	1		○			○		○			

19	○			介護概論	講義や演習を通して介護の本質を理解し、医療・福祉・介護のフォーマルサービスと地域のインフォーマルサービスを調整し、地域で暮らすことを支援することは重要なことであり、学習を通して介護の目的や介護職員、他職種との連携について学んでいきます。 介護過程の基本視点を学び、介護過程の一連のプロセスを通じて知識や経験の積み重ね、専門性を高めていくことの重要性を理解します。	1通	2	○			○			○		
20	○			経済学	この授業の目標は、経済の基本的なしくみとその成り立ちを理解し、それをベースにして、変化する現代の日本や世界の経済と社会を読み解く能力を身に付けることにあります。経済データの分析や経済学の基礎概念及び原理の学修を通じて、学生に現代経済社会をみる眼を養ってもらいます。	3後	1	○			○			○		
21	○			ソーシャルワーク実習	講義や演習などで学んだ社会福祉に関する法律・政策などの知識を深めるために、実際の現場（福祉事務所）について理解を深める実習を受け、２年次のソーシャルワーク実習Ⅱ（社会福祉）へ繋げていけるようにします。	1後	1			○		○		○	○	
22	○			ソーシャルワークの基盤と専門職（社会福祉専門）	「ソーシャルワークの基盤と専門職」（1年前期）で学習した内容を踏まえ、本科目ではより社会福祉士の役割やソーシャルワークの対象について理解を深めます。様々な機関にいるソーシャルワーカーについて、ソーシャルワークの対象レベルについて、包括的な支援を行う意義や多職種連携等について学び、自分の中の社会福祉士像を作っていきましょう。	2前	1	○			○			○		
23	○			ソーシャルワークの理論と方法（社会福祉専門）	1年生で学んだ「ソーシャルワークの理論と方法」を踏まえ、より深くソーシャルワークにおける相談援助の理論と方法（援助関係の形成、面接技術、事例研究、災害時の対応等）を学び、その知識を具体的な事例の理解に応用できることを目指します。	2通	2	○			○			○		
24	○			福祉サービスの組織と経営	措置から契約への移行により、福祉領域にも「経営」の視点が求められることもあります。経済優先の経営とは異なりますが、福祉に生かせる要素があります。また、ソーシャルワーカーの労働環境を改善していくための組織のあり方について学びましょう。	3通	2	○			○			○		
25	○			高齢者福祉	本講義では、現代社会における高齢者問題について理解を深めるとともに、高齢者の身体的・心理的特性について理解します。そして、高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要を理解していきます。 また、高齢者福祉における支援活動について、各種制度・サービスを体系的に学び、そこに関わる専門職と支援体制・サービス提供組織等の実践活動の全体像を把握します。そのうえで、高齢者ケアの理念、施設と在宅のケアの歩みと現状･課題、地域ケアシステムの形成と課題について理解するとともに、介護の概念やその理念等について理解していきます。	1通	2	○			○			○		

26	○			児童・家庭福祉Ⅰ	近年、家族形態が変化し、それに伴って家族のもつ意味や家族の役割・機能も変化してきています。これらの変化は、人々の生活のあり方や意識にも影響を与え、血縁関係や地域社会における相互支援体制を弱体化させ、今日的社会問題とされている様々な現象を顕在化させています。授業は、そうした変化の動向やその背景について学習するとともに、児童・家庭福祉の基礎構造としての法・制度や理念について学習し、各論としての「児童・家庭福祉制度Ⅱ」へつなげていきます。	２前	1	○			○			○		
27	○			児童・家庭福祉Ⅱ	近年、家族形態が変化し、それに伴い家庭・家族のもつ意味や役割・機能も変化してきています。これらの変化は、人々の生活のあり方や意識にも影響を与え、血縁関係や地域社会における相互支援体制を弱体化させ、今日社会問題とされているさまざまな現象を顕在化させています。授業は、２年次の「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度Ⅰ」で学習した知識を基礎として、「個人－家庭（家族）－社会」の相互作用の観点から上述の変化や問題、社会福祉の法・制度とその改正の状況を捉えなおし、更に社会福祉援助者としての役割や援助の視点を考察することをねらいとします。	３前	1	○			○			○		
28	○			貧困に対する支援	市民生活を守る社会保障・社会福祉制度のセーフティネットとして位置づけられている生活保護制度の歴史や全体像を理解するとともに、実践で活かせるように制度の知識や仕組みについて学習します。また、貧困・低所得の問題は社会のさまざまな問題が絡んでいることがあります。生活保護を受給されている方を取り巻く環境や生活の実情にも目を向け、生活保護制度を利用した支援のあり方についても理解を深めていきます。	２前	1	○			○		○			
29	○			保健医療と福祉	少子高齢社会、地域格差、生活習慣病の増加などを背景として、わが国では保健医療サービスへの国民のニーズが高まり、その内容も複雑化し、医療サービス体系に大きな変化が生まれました。そのため、医療保健に関する制度改変もあり、医療保健施設で行われるサービスの内容も多様化しています。医療施設や医療専門職種間の連携のあり方も大きく変貌しており、これまでの歴史的展開を理解しつつ、それら諸知識の習得を目指します。	１前	1	○			○			○		
30	○			ソーシャルワーク演習（社会福祉専門）Ⅰ	ソーシャルワーク演習（共通）とともに、ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合化を目指し、さらにソーシャルワークの価値規範に則った倫理的な判断能力を養います。また、高齢者、児童、障害者等、特定の狭い分野のみの視点ではなく、幅広く総合的に支援することについて実践的に理解することを目指します。	１通	2		○		○		○			
31	○			ソーシャルワーク演習（社会福祉専門）Ⅱ	この授業の狙いは、ソーシャルワーク演習（共通）で学習した内容の発展と、集団支援・地域支援の基本的な理解であります。面接技術や、援助過程における注意点等を、体験学習を通し、ソーシャルワーカーとしての力を身につけます。	２通	2		○		○			○		

32	○			ソーシャルワーク実習指導（社会福祉）Ⅰ	ソーシャルワーク実習は教育現場と実践現場を結ぶ「場」として、また社会福祉を総合的に学ぶ「場」として位置づきますが、この授業はこれまで学んだ理論を検証し、社会福祉専門職の自覚を養い、実習効果を上げるための事前学習としての目的を持ちます。ソーシャルワーク実習に向けて、実習前、実習中、実習後の一貫した流れを理解し、それぞれの段階において目的や達成課題について学びます。	1前	1		○		○		○		
33	○			ソーシャルワーク実習指導（社会福祉）Ⅱ	ソーシャルワーク実習は教育現場と実践現場を結ぶ「場」として、また社会福祉を総合的に学ぶ「場」として、設定されています。実習効果が上がるためには、これまで学んだ理論の定着や社会福祉専門職としての自覚が必要であります。そのためには、事前学習でこれまでの学習を復習し、各自が配属実習先の情報収集に努め、実習中は意欲的に現場理解に努め、実習後は報告書の作成や発表を通して、実習の意義と成果を振り返り、社会福祉の知識・理論と実習が一体的な体験となることを目指します。	2通	2		○		○		○		
34	○			ソーシャルワーク実習（社会福祉）Ⅰ	講義や演習などで学んだ社会福祉に関する法律・政策などの知識を深めるために、実際の社会福祉施設現場に実習を受け、２年次のソーシャルワーク実習（社会福祉）Ⅱへ繋げていけるようにします。	1前	1			○		○		○	○
35	○			ソーシャルワーク実習（社会福祉）Ⅱ	ソーシャルワーク実習（社会福祉）Ⅱは、これまで講義や演習等で学んだ知識・技術を実際の福祉現場で活用し、理解を一層深めるとともに、社会福祉の各種施設サービスを利用している児童から高齢者まで、また障害者等と直接かかわることにより、将来、ソーシャルワーカーとして福祉専門職を目指す自己の資質を高めていきます。	2後	6			○		○		○	○
36		○ *1		精神医学と精神医療	精神活動には心因だけでなく様々な要素からの影響があり、複雑に絡み合っています。支援に携わる者であれば、基本的な関係までは理解しておくべきでしょう。精神科で扱う代表的な疾患を理解することで、人の精神活動を理解する新たな視点を得ることを目指します。	2通	2	○			○			○	
37		○ *1		現代の精神保健の課題と支援	精神保健学とは、広義には精神的健康の保持と増進を目的とする諸活動であり、狭義には精神疾患の予防、治療、リハビリテーションに及びます。より具体的な内容としては精神の健康、ライフサイクル、精神保健と家族・学校教育・就労関係、また、精神保健に関する各論（アルコール・薬物依存症、ホームレス、ひきこもり、ターミナルケア等）、さらに地域精神保健、諸外国の精神保健活動と多岐にわたります。これらを通して精神の健康の重要性を理解することが本講義のめざすところです。	3通	2	○			○			○	

38		○ *1		精神保健福祉の原理	「障害者」に対する思想や障害者の社会的立場の変遷から、障害者福祉の基本的枠組み（理念・視点・関係性）について理解し、精神保健福祉士が対象とする「精神障害者」の定義とその障害特性や、精神障害者の生活実態について学びます。また、精神保健福祉士を規定する法律と倫理綱領を把握し、責務や求められる機能、役割を理解すると共に、近年の精神保健福祉の動向を踏まえ精神保健福祉士の職域と業務特性を理解することを目標とします。	2通	2	○			○		○			
39		○ *1		ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅰ	1年時に学んだ「ソーシャルワークの理論と方法」を踏まえ、精神保健福祉士が行うソーシャルワークの対象者や概要について学びます。精神疾患が「五疾病」に加わり、精神疾患に対する世間の認知は進んでいる面もありますが、まだまだ精神疾患や精神障害に対する偏見等、わが国での精神保健分野に関する課題は山積みです。そんな中、精神保健福祉士の活躍の場は、医療・福祉分野に限らず、教育・産業・司法分野等にも広がりを見せています。　この科目では、精神保健福祉士が支援の対象とするクライエントの特性や、それを踏まえたソーシャルワークの留意点、支援の展開、チームアプローチの意義等を学び、精神保健福祉士が行うソーシャルワークについて理解を深めることを目指します。	2後	1	○			○		○			
40		○ *1		ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅱ	2年時に学んだ「ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅰ」に引き続き、精神保健福祉士が行うソーシャルワークの対象者や概要について学びます。精神疾患が「五疾病」に加わり、精神疾患に対する世間の認知は進んでいる面もありますが、まだまだ精神疾患や精神障害に対する偏見等、わが国での精神保健分野に関する課題は山積みです。そんな中、精神保健福祉士の活躍の場は、医療・福祉分野に限らず、教育・産業・司法分野等にも広がりを見せています。この科目では、精神保健福祉士の組織運営管理や組織活動の展開、個別支援からソーシャルアクションへの実践展開を学ぶとともに、精神保健福祉分野以外の精神保健福祉士の実践展開を学び、精神保健福祉士が行うソーシャルワークについて理解を深めることを目指します。	3前	1	○			○		○			
41		○ *1		精神障害リハビリテーション論	この科目は精神障害者を対象としたリハビリテーションについて学習します。そして、精神障害者のリハビリテーションに関する基本的な考え方と支援体制の実際について学習し、精神障害者が回復を行っていく上で、欠かせないものは何かについて理解します。また、国家試験合格に向けて、知識を養うようにしていきます。	3前	1	○			○			○		

42		○ ＊1		精神保健福祉制度論	精神保健福祉士は、専門職としての価値や倫理に基づき、精神保健福祉に関する制度とサービスを熟知し活用して相談援助活動を展開しています。また、制度とサービスは人々により作られ、作り変えられてきた背景があります。本授業では、精神保健福祉士が援助を展開する上で必要不可欠となる制度及びサービス、精神障害者が置かれてきた歴史と今後の課題及び現状等について知識を深めることを目標とします。	2 通	2	○			○		○				
43		○ ＊1		ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅰ	精神保健福祉援助の知識と技術に係わる他の科目との関連性を視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、具体的な相談援助の事例や援助場面を想定したロールプレーなどを用いて、精神保健福祉士に求められる総合的な相談援助の知識及び技術と専門性について習得することを目標とします。	2 後	1		○		○		○				
44		○ ＊1		ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅱ	精神保健福祉援助の知識と技術に係わる他の科目との関連性を視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、具体的な相談援助の事例や援助場面を想定したロールプレーなどを用いて、精神保健福祉士に求められる総合的な相談援助の知識及び技術と専門性について習得することを目標とします。	3 通	2		○		○		○				
45		○ ＊1		ソーシャルワーク実習指導（精神）Ⅰ	この授業は、これまで学習してきた精神保健福祉に関する専門科目の内容を基盤とし、実習現場である精神科病院・クリニックと障害福祉サービス事業所について学習します。特に精神障害者や関係機関の置かれている現状、課題を把握し、病院やクリニックと地域事業所の特性や果たす役割、ＰＳＷの業務や倫理綱領、精神障害者の心理や悩みを理解し、社会復帰に向けた取組みなど、精神保健福祉援助の実際を学びます。	2 後	1		○		○		○				
46		○ ＊1		ソーシャルワーク実習指導（精神）Ⅱ	ソーシャルワーク実習（精神）が円滑に進められるように、講義及び演習を通じて基本的知識や精神障害者に対する援助技術について学び、理解を深めます。また、実習に備え実習目標・実習計画書の作成を行います。障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）以降、施設体系が変わり、地域移行の推進や対象の拡大、また就労支援の促進など障害者のさまざまなニーズに応えるため、より多様な実践が展開されています。このニーズに応えるために必要な、個別支援、他機関との連携、地域ネットワークについても理解を深めます。	3 前	2		○		○		○				
47		○ ＊1		ソーシャルワーク実習（精神）	ソーシャルワーク実習（精神）は、これまで講義や演習で学んできた知識や技術を精神科病院・クリニックや障害福祉サービス事業所等の現場で活用し現場についての理解を深めるとともに、精神保健福祉の現状や医療・福祉施設を利用する精神障害者の現状を直接体験する貴重な機会です。実習を通して各自が、精神保健福祉士としての自己の資質を高め、専門職としての知識や技術の定着を図ることが目的です。	3 前	7			○		○		○	○		

48		○ *1		社会・精神福祉総論Ⅰ	精神保健福祉科は、３年間で精神保健福祉士と社会福祉士の国家試験科目を習得します。卒業後、指定施設における相談援助業務に従事し、実務経験１年を有することにより国家試験の受験資格を得られます。２年次では特に国家試験共通科目及び専門科目の小テストにチャレンジした後、解答・解説を通し重要事項を再確認していくことで、在学中から国家試験に合格できる力を身に付けていきます。	２通	1	○			○		○				
49		○ *1		社会・精神福祉総論Ⅱ	精神保健福祉科の精神保健福祉コースは、３年間で精神保健福祉士と社会福祉士の国家試験科目を履修します。卒業後、指定施設における相談援助業務に従事し、実務経験１年を有することにより国家試験の受験資格を得ます。３年次においては、２年次に引き続き国家試験共通科目及び専門科目の小テストにチャレンジした後、解答・解説を通し重要事項を再認識し知識の定着を図り、在学中から国家試験に合格できる力を身に付けていきます。	３通	2	○			○		○				
50		○ *1		情報Ⅰ	現在の医療福祉分野では，従来の医学、福祉の技術のみならず急速な発展を遂げているＩＴ技術などの科学技術によって支えられています。この授業では広く利用されている日本語ワープロの操作を演習を通して学び、情報処理に必要な技能の基礎を身につけます。	２前	1		○		○			○			
51		○ *1		情報Ⅱ	いろいろな業務でパソコンが利用されていますが、その中でも表計算ソフトの利用価値は非常に高いものといえます。このため表計算ソフトの操作をマスターし、活用できることは大変有益です。本科目では、Ｅｘｃｅｌを活用しての名簿作成・編集方法や関数を利用しての集計およびグラフの作成・編集などの操作を習得し、卒業後の業務に活用できる実力を養うことを目的とします。	３後	1		○		○			○			
52		○ *1		医事会計	医療保険制度、保険診療の流れについて学習します。１５回の授業で初診患者のカルテの作成、カルテの内容での料金計算、レセプト作成までの一連の流れを身につけます。２年ごとに改正される医療保険の診療報酬の動きと公費の関係についても学習します。	３後	1	○			○			○			
53		○ *1		記録の基礎と活用	ソーシャルワーカーの記録は業務の根拠や証拠になるもので適切に記録することが求められています。記録は患者を取り巻く環境について気づきを得たり、疑問に気づくことができます。本授業では国語の基礎力を養い、適切に記録する能力を身に付けます。また、観察したものを適切な言葉で表現し、相手に伝わる文章を構成し作成できることを目指します。	２前	1	○			○			○			
54		○ *2		ソーシャルスキル論Ⅰ	精神保健福祉科のフィールドワークコースは、３年間で社会福祉士の国家試験科目を習得します。卒業後、指定施設における相談援助業務に従事し、実務経験１年を有することにより国家試験の受験資格を得られます。２年次では特に国家試験共通科目及び専門科目の小テストにチャレンジした後、解答・解説を通し重要事項を再確認していくことで、在学中から国家試験に合格できる力を身に付けていきます。	２通	2	○			○		○	○			

55		○ *2		ソーシャルスキル論Ⅱ	精神保健福祉科のフィールドワークコースは、３年間で社会福祉士の国家試験科目を履修します。卒業後、指定施設における相談援助業務に従事し、実務経験１年を有することにより国家試験の受験資格を得ます。3年次においては、２年次に引き続き国家試験共通科目及び専門科目の小テストにチャレンジした後、解答・解説を通し重要事項を再認識し知識の定着を図り、在学中から国家試験に合格できる力を身に付けていきます。また、就職活動及び就職後の職場定着のため、社会人とのしてのマナーも身に付けます。	３通	2	○			○		○	○		
56		○ *2		農福連携における精神保健福祉演習	精神保健福祉援助の知識と技術に係わる他の科目との関連性を視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、具体的な相談援助の事例や援助場面を想定したロールプレーなどを用いて、精神保健福祉士に求められる総合的な相談援助の知識及び技術と専門性について習得することを目標とします。	３前	1		○		○		○			
57		○ *2		農福連携における精神保健福祉総論	フィールドワークコースでは社会福祉士の国家資格取得を目指していますが、現場で相談支援を行っていく中で精神疾患・精神障害を持っている人と出会うことも少なくありません。この科目では、精神疾患・精神障害とはどのようなものなのか、その人たちを取り巻く環境がどういった歴史をたどり、現在はどのような環境になっているのか、そして支援者としてどのように支援していくことができるのかを考え、また、その実践方法を学びます。	３通	2	○			○		○			
58		○ *2		農福連携の実際Ⅰ	農福連携の知識と技術に係わる他の科目との関連性を視野に入れつつ、障害者の生活や生活上の困難に配慮した具体的な農作業とのマッチングの事例や援助場面を想定したロールプレーなどを用いて、農福連携の知識及び技術と専門性について習得することを目標とします。	２通	2		○		○		○	○		
59		○ *2		農福連携の実際Ⅱ	農福連携の知識と技術に係わる他の科目との関連性を視野に入れつつ、障害特性への合理的配慮とエンパワメント・アプローチを具体的なマッチングの事例や援助場面を想定したロールプレーなどから学びます。そして、農福連携に求められる総合的な支援の知識及び技術と専門性について習得することを目標とします。	３前	1		○		○		○	○		
60		○ *2		フィールドワーク演習Ⅰ	フィールドワーク演習Ⅰは実際の畑で作物を作り、農作業について体験するフィールドワークに向けての事前に準備する科目である。フィールドワークを行う際に必要な知識及び技術など基礎的なことについて習得することを目標とします。	２通	1		○		○		○			
61		○ *2		フィールドワーク演習Ⅱ	フィールドワーク演習Ⅱは2年次のフィールドワーク演習Ⅰの学びと体験を活かし、実際の畑で作物を作り、農作業について体験するフィールドワークⅡに向けての事前に準備する科目である。フィールドワークを行う際に必要な知識及び技術など基礎的なことについて習得すると共に、畑を総合的に管理する姿勢を培うことを目標とします。	３通	1		○		○		○			

62		○ ＊2		フィールドワークⅠ	フィールドワークⅠは作物を土づくりから収穫までの過程を実際の畑で農作業を体験する。フィールドワークを行う際にソーシャルワークの視点を持ちながら、必要な知識及び技術など基礎的なことについて習得することを目標とします。	2通	5		○			○		○	○	
63		○ ＊2		フィールドワークⅡ	フィールドワークⅡは作物を土づくりから収穫までの過程を実際の畑で農作業を体験すると共に、畑の総合的管理について学びます。フィールドワークを行う際にソーシャルワークの視点を持ちながら、必要な知識及び技術など基礎的なことについて習得することを目標とします。	3前	7		○			○		○	○	
64		○ ＊2		農福連携を支えるプロフェッショナルたち	農福連携における仕事の幅広さを知ってもらうために、北海道内で先駆的な取り組みを行っているプロフェッショナルから話を聞き、幅広い職業選択の視野を養うこととコミュニティワークの実践について具体的なネットワーキング等の技術について考察できることを目的とする。	3通	2	○			○		○			
65		○ ＊2		農福連携に役立つ資格と知識	農福連携は、「農業者のWIN」と「障がい者のWIN」を両立させるためのもの。そのために必要なのは、両者の課題を知り、それぞれの思い・希望に寄り添えることです。この科目では、簿記と農業の知識を得ることで、「農業経営」や「障がい者の就労の価値向上」など農福連携に大切な視点を養います。	3通	2	○			○			○		
66	○			社会福祉総論	精神保健福祉科は卒業後、指定施設における相談援助業務に従事し、実務経験1年を有することにより国家試験の受験資格を得られます。1年次では、社会福祉士専門科目、精神保健福祉士・社会福祉士の共通科目の小テストにチャレンジし、解答・解説を通し重要ポイントを再確認することで国家試験に合格できる力を身に付けていきます。	1通	1	○			○		○			
67	○			カウンセリングの実際	カウンセリングとは言語を中心としたコミュニケーションを通じて、心理的・精神的な不調にある人を支援する技術のことです。ですが、全てのコミュニケーションが支援になるわけではありません。その違いがどこから来るものなのか、実際の体験を通じて学びます。また、自分自身を知るための様々なワーク、活動も行います。	1後	1	○			○			○		
68	○			手話	聴覚障害者の言語である「手話」の基本を学びます。外見では分かりにくい聴覚障害についての理解を深めながら、実際に聴覚障害者と接した時に適切な対応ができ、且つ積極的なコミュニケーションをとるための方法を学びます。	1後	1		○		○			○		
69	○			介護技術	尊厳を保持し、その人の自立（自律）を尊重し、「その人らしい生活」を支える基本的な考えを講義、実技演習から学んでいきます。実技演習では実践を通し介護技術の原則（根拠・支援方法・留意点）を意識した生活支援技術を習得していきます。	1後	1		○		○			○		

70	○			接遇マナー	1年生ということでまだ社会人になるまでは期間がありますが、学生生活を円滑に過ごすためにも社会人になるための一般常識を知ってもらいます。	1前	1		○		○			○	
合計					70 科目　　116 単位										

【科目選択について】

２年への進級時に、学生の希望により*1もしくは*2の科目群を選択し履修する。

*1 ： 社会福祉士および精神保健福祉士の国家試験受験資格（要実務経験）に対応する選択科目（総取得単位　88単位）

*2 ： 社会福祉士の国家試験受験資格（要実務経験）に対応する選択科目（総取得単位　85単位）

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	校長は教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。 所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証書を授与する。	１学年の学期区分	2 期
履修方法：	該当する科目の出席率８０％以上を以って履修とし、評価は定期試験、または実習・演習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料（レポート等）に基づいて総合的に行う。科目の成績の総合評価は１００点法をもって行う。 　科目の評定は総合評価に基づいて秀・優・良・可・不可の５段階。	１学期の授業期間	20 週

（留意事項）

１　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

２　企業等との連携については、実施要項の３（３）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。